

	<b>実務対応</b>
プロジェクト	<b>取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い</b>
項目	<b>公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討</b>

### 本資料の目的

1. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、次の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）について、本公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。
  - (1) 実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」（以下「本実務対応報告案」という。）
  - (2) 企業会計基準公開草案第 70 号（企業会計基準第 5 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」
  - (3) 企業会計基準適用指針公開草案第 69 号（企業会計基準適用指針第 8 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」

### 本公開草案の提案から変更を行った主な項目

2. 2020 年 9 月 11 日に公表した本公開草案に対するコメント募集は、2020 年 11 月 11 日に締め切り、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、主に別紙の項目について本公開草案の提案から変更を行っている。

### 結論

3. 別紙の検討の結果、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

### ディスカッション・ポイント

上記の対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

## 別紙

現在の文案において、本公開草案から変更された主な項目は次のとおりである。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) ストック・オプション会計基準 <sup>1</sup> 又はストック・オプション適用指針 <sup>2</sup> の定めに従う範囲の明確化(本実務対応報告案第19項)	本実務対応報告案に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従って会計処理を行う旨の記載としていた。	本実務対応報告案に定めのないその他の会計処理については、類似する取引又は事象に関する会計処理が、ストック・オプション会計基準又はストック・オプション適用指針に定められている場合には、これに従って会計処理を行う旨の記載に修正した。	ストック・オプション会計基準又はストック・オプション適用指針の定めに従って会計処理を行う範囲について明確化する修正であり、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(2) いわゆる現物出資構成による取引が適用範囲に含まれないことに関する説明の修正(本実務対応報告案第25項)	本実務対応報告案は、いわゆる現物出資構成による取引には適用されず、また、その適用範囲に含まれない取引に関して、これまでの実務で行われている会計処理及び開示に影響を与えることを意図したものではない旨の記載としていた。	いわゆる現物出資構成による取引と本実務対応報告案の適用対象となる取引については、法的な性質が異なる点があり、法的な性質に起因する会計処理については異なる会計処理になるものと考えられる旨の記載に修正した。	いわゆる現物出資構成による取引が適用範囲に含まれないことに関する説明の修正であり、本公開草案の提案内容を変更するものではない。 そのため、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(3) 対象勤務期間の	契約において定められた期間を	勤務条件や業績条件を考慮して	対象勤務期間の考え方を明確化

<sup>1</sup> 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」

<sup>2</sup> 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」

審議事項(1)-7

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
<p>明確化(本実務対応報告案第 32 項)</p>	<p>「対象勤務期間」とした上で、契約において対象勤務期間が定められていない場合には、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなすこととし、当該期間は勤務条件や業績条件を考慮して、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間となると考えられる旨の記載とされていた。</p>	<p>条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間と、契約において定められた期間や付与日から権利確定日までの期間が異なる場合は、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間が対象勤務期間となると考えられる旨の記載に修正した。</p>	<p>するものであり、本公開草案の提案内容を変更するものではない。 そのため、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。</p>
<p>(4) 事前交付型で新株を発行した場合における四半期及び年度の財務諸表で用いる払込資本の内訳項目に関する説明の追加(本実務対応報告案第 41 項)</p>	<p>会社計算規則における取扱いを踏まえ、四半期及び年度の財務諸表における会計処理を定めている旨の記載とされていた。</p>	<p>会計上の資本金の額は法律における資本金の額とあわせることとされており、四半期及び年度の財務諸表における会計処理も会社計算規則における取扱いと平仄を合わせている旨の記載を追加した。</p>	<p>本公開草案で提案した取扱いに関する説明を追加するものであり、本公開草案の提案内容を変更するものではない。 そのため、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。</p>
<p>(5) 事後交付型における 1 株当たり</p>	<p>事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に交付</p>	<p>条件付発行可能普通株式ではなくストック・オプションと同様に取</p>	<p>本公開草案で提案した取扱いに関する説明を追加するものであり、</p>

審議事項(1)-7

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
<p>情報に関する注記についての説明の追加(本実務対応報告案第52項)</p>	<p>されることとなる株式は、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」第9項における潜在株式として取り扱い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に扱う旨の記載としていた。</p>	<p>り扱うこととした理由の記載を追加した。</p>	<p>本公開草案の提案内容を変更するものではない。 そのため、本公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。</p>

以上